

「刑事スタッフ弁護士」への展望

—サンフランシスコ市のパブリック・ディフェンダー
制度を参考に刑事弁護専門性強化を考える—

國學院大學法科大学院教授

弁護士 四宮 啓

はじめに

日本の国選弁護制度は司法制度改革によって大きくその姿を変え、なお変革の途上にある。第1に、被疑者国選弁護制度の創設・拡大である。2001年6月に司法制度改革審議会意見書（以下「意見書」）が被疑者に対する公的弁護制度の導入を提言し¹、2006年10月から「死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役もしくは禁錮に当たる事件」について被疑者国選弁護制度が発足した。その対象事件は、2009年5月からは「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件」に拡大され、さらには、第189回国会に提出された刑事訴訟法一部改正法案において、「勾留状が発せられている」全ての事件に拡大されようとしている²。第2に、2009年5月から一般の国民が参加する裁判員制度が施行され、裁判員裁判対象事件の多くの部分を国選弁護制度が担うこととなった。一般の国民が法廷で、観て、聴いて分かる法廷弁護活動への転換が求められることとなった。第3に、運用も含めたその後の新たな刑事手続変革の動きである。司法制度改革は、裁判員制度という革命的制度改革を内容としたため、その波及効果として制度上、また運用上の新たな手続変革を招来している。制度上の手続変革としては、公判前整理手続がその好例であり、とりわけ新たな証拠開示制度が重要である。運用上の手続変革としては、取調べの録音・録画の試行や、書証をなるべく用いない証拠調べへの転換がある。加えて、今次的な上記刑事訴訟法一部改正法案では、取調べの録音録画制度、協議・合意制度など新しい手続が導入されようとしている。

このように、領域も拡大し内容も複雑化した新しい刑事訴訟手続を実効的に運用すべき担い手はいかにあるべきか。意見書は、裁判員制度を念頭に、連日的開廷による充実かつ集中した審理を実現するためには、「公的弁護制度を確立し、常勤の弁護士等が刑事事件を専門に取り扱うことができるような体制を整備」することが「不可欠である」としていた³。

他方、意見書を受けて政府は、民事・刑事を問わず、国民が全国どこでもリーガル・サービスが受けられるようにするため、日本司法支援センター⁴（以下「法テラス」）を設置し、公的弁護を同センターの業務とした（国選弁護等関連業務）。そして法テラス担当業務の担い手としては一般の契約弁護士（以下「ジュディケア弁護士」）の他に、法テラスとその業務を取り扱うため常時勤務する契約をしている弁護士（常勤弁護士⁵。以下「スタッフ弁護士」）を置いた。意見書は裁判員裁判の担い手として、新たな公的弁護制度の下での「常勤の弁護士等が刑事事件を専門に取り扱うこと」に期待していたが、法テラスのスタッフ弁護士の業務は必ずしも裁判員裁判を含む刑事国選弁護に限られないこととなった。

本稿は、以上のような現在の仕組みは、意見書の「刑事弁護の専門性強化」への期待にどこまで応えられたのか—「刑事弁護の専門性強化」の進んだ典型例の1つとしてサンフランシスコ市のパブリック・ディフェンダー制度を紹介しつつ、わが国におけるスタッフ弁護士の刑事弁護専門性強化（「刑事スタッフ弁護士」⁶）の可能性を展望しようとするものである。

I 裁判員裁判弁護の課題と刑事弁護専門性強化の必要性

1 裁判員裁判における刑事弁護の評価

裁判員裁判は施行後6年を経過した。これまでの運用は概ね順調との評価が多い。ところで、この6年間の運用で、法律家が裁判員に分かり易いパフォーマンスを行い得たかについては、夙に指摘されているように、裁判官、検察官に比して、弁護人のパフォーマンスの評価は低く、年々低下傾向にある⁷。最高裁事務総局の「裁判員裁判実施状況の検証報告書」はその原因として、「基本的には被告人の弁解そのものの理解しにくさが弁護活動に反映しているものと解される」と分析しているが⁸、理解しにくい弁解を分かり易く提示する弁護技術の問題もあるように思われる。また弁護人のパフォーマンスに対する裁判員の感想として、最近のものでも「弁護人が何を

弁護しているか、又どれくらいの量刑と思われるのか具体的に示してほしかった」「弁護人は2人とも質問の内容や意図がわかりにくく、又意味がないと思われるような質問をくりかえし聞いたり、聞いていてとても疲れた」「弁護人は、被告の弁護というより、検察官に対する対応といった感じで被告がおざなりにされてる感じがした」などの評価が見られる⁹。

2 刑事弁護専門性強化の必要性

(1) 「専門性」の意味と強化が必要な理由

刑事弁護の専門性強化という場合の「専門性」とは、単に数多くの刑事事件を担当し、刑事事件に非常に多くの時間を使うことを指す訳ではない¹⁰。ここでいう「専門性」とは、「刑事事件を『専門分野』であるといい得るだけの知識、技術、経験、能力を備えていることを意味する。」¹¹。今日、この意味で、刑事弁護の専門性を強化する必要性に異を唱えるものはないと思われる。かつては弁護士の在野性を強調して、常に国家権力と対峙する刑事弁護は弁護士のアイデンティティーの基本であり、すべての弁護士が担当すべきだと言われたこともあった¹²。しかし、司法制度改革によって日本の刑事訴訟手続に重大な変革が新たに生じ、かつ複雑化した現在、刑事弁護の専門性強化の必要性が叫ばれるのは当然といえる。

刑事弁護の専門性強化が必要なことは、かねてから指摘されてきたところである。その理由として、1990年代前半に井上正仁は、相手方当事者が人的・財政的な相応の基盤に立って継続・反復して捜査・訴追活動を行っている専門家集団であることを掲げ¹³、1990年代末に後藤昭は、刑事弁護の質を向上させるために必要であるとした¹⁴。また司法制度改革を経た2000年代になって岡慎一は、「直接主義・口頭主義の集中審理に対応する弁護が求められ、かつ、当事者主義が重視されることは、『専門性』の要請を高める」とした¹⁵。時代に応じて力点は異なるものの、いずれもが刑事弁護の専門性強化が必要であることの重要な理由であろう。そしてさらに、第2次刑事司法改革ともいべき新たな刑事手続が生まれようとしている今日、新しい手続

を研究し、対応を構想し、自ら実践するのみならず、これを他の弁護士に伝えていくことは、刑事弁護の専門性強化が必要であることに新たな理由を1つ加えたといつてよいであろう。

(2) 専門性が必要な憲法上の理由

このように新たな時代を迎えて刑事弁護の専門性強化が改めて注目されている現在、専門性強化へとさらに一步を踏み出すためには、時代状況や制度変革のみならず、専門性強化が必要であることの実質的意味を改めて問い直してみることが必要ではなかろうか。捜査・訴追側が専門家集団であること、弁護の質を高めること、新たな手続への対応が求められること等は、それぞれが専門性強化の重要な理由であることは間違いない。しかし、これらを理由として専門性強化が長年主張されて現在の制度に至ったものの、専門性強化が実現されたとは未だいえないであろう。専門性を実質的に強化するためには、これまで指摘されてきた専門性強化の理由に、依頼者が持つ憲法上の「効果的な弁護を受ける権利」という憲法的視点を加える必要があるのではないか。

この点、村岡啓一は次のように述べている。「留意しなければならないのは、憲法上の『弁護人の援助を受ける権利』の享有主体は飽くまでも被疑者・被告人であり、その内実は『有効な弁護』でなければならないということである。」¹⁶。そして「被疑者・被告人の憲法上の『有効な弁護を受ける権利』を実現するためには、それにふさわしい能力と技術を備えた『有能な弁護人』であることが求められている」と¹⁷。

日本国憲法（以下「憲法」）が保障する弁護人依頼権とは、村岡がいうように、「効果的な弁護を受ける権利」¹⁸である。それを憲法が保障しているのは、被訴追者に公正な手続を保障することによって、被訴追者の個人の尊厳を確保しようとしているからである。そうであるならば、この憲法上の権利を実効あるものとするためには、効果的な弁護を提供できる専門性を備えた有能な弁護人が必要であることは、権利保障の当然の前提ではないか。かつ

てわが国の弁護士たちは、国選弁護はすべての弁護士が分担して担うべき公益活動であると考えた¹⁹。その考えには、訴追する国家権力と対峙する弁護士の姿があったであろう。しかし問題の核心は、被疑者・被告人が憲法上保障された「効果的な弁護」を受けられるかどうかにある。そうであるとすれば、「公益活動だから、だれもが担う・だれでも担える」のではなく、「依頼者が効果的な弁護を受けられるかどうかだから、専門性が要求される」ということになるはずである。また政府にはそのような内実を持った権利を保障すべき憲法上の義務があるはずである。

アメリカでは周知のとおり、合衆国憲法第6修正が保障する弁護人依頼権は、効果的な弁護を受ける権利と理解されている²⁰。そしてその権利を実現するものとして、公的弁護制度が、パウエル判決²¹以来、拡充され続けてきたのである。ではアメリカでは、効果的な弁護を提供するための専門性はどのように確保されているのか—最も進んだ公的弁護制度の例として、サンフランシスコ市のパブリック・ディフェンダー制度をみてみよう。

Ⅱ サンフランシスコ市のパブリック・ディフェンダー制度

アメリカの公的弁護制度²²の中心はパブリック・ディフェンダー（公設弁護人）制度である²³。カリフォルニア州では、カウンティ（郡）毎にカウンティ政府の一部局としてパブリック・ディフェンダー事務所が存在する。パブリック・ディフェンダー事務所には、所長として1人のパブリック・ディフェンダーがおり²⁴、弁護士や職員を採用して業務を担当している。この意味でのパブリック・ディフェンダーは、多くのカウンティではカウンティの行政部に任命されるが、サンフランシスコ市²⁵は例外で、カリフォルニア州で唯一選挙によって選ばれる。したがって、カウンターパートである公選の地方検事（District Attorney: 日本では地検検事正に相当）と対等の立場に立つことができ、高い独立性を保つことができる。

筆者は、2015年8月20日、21日の両日、宮澤節生青山学院大学・カリフォ

ルニア大学ヘイスティング校教授と和田恵弁護士とともに、サンフランシスコ市パブリック・ディフェンダー事務所（以下「SFPD」）を訪問調査した。本項では、SFPD がどのように刑事弁護を専門化し、またどのように専門性を強化しているかを紹介する²⁶。



サンフランシスコのパブリック・ディフェンダー事務所



パブリック・ディフェンダーの Jeff Adachi 氏（左）、和田恵弁護士（中央）、筆者（右）（クララ・フォルツの肖像画の前で）

1 専門的組織の現状（事務所構成）²⁷

SFPD の事務所は以下のように構成されている。

（1）パブリック・ディフェンダー

パブリック・ディフェンダーは、サンフランシスコ市の貧困者に対して、憲法が保障する弁護を実現するための政策を策定する。また量と質の両面で事件負担のスタンダードを決定する。選挙によって選出され、任期は4年。現在のパブリック・ディフェンダーは、日系4世の Jeff Adachi。1986年から2年間の民間法律事務所での勤務を除き、一貫して SFPD で勤務。2001年からパブリック・ディフェンダー。93人の弁護士と60人のスタッフを率いている。

（2）主席弁護士（Chief Attorney）

主席弁護士はパブリック・ディフェンダーから任命され、事務所の日常的運営の責任を負う。政策や組織に関する進言をパブリック・ディフェンダーに

対して行う。また各部署の部長弁護士を指導し協働する。現在の主席弁護士は、Matt Gonzalez。

（3）事件関係部局

①重罪部（Felony Unit）

部長弁護士（manager）2人、弁護士50人。経験豊かな弁護士によって構成され、殺人、性犯罪、終身刑が想定される事件などを含む重罪事件を取り扱う。

②軽罪部（Misdemeanor Unit）

部長弁護士1人、弁護士13人。飲酒運転、自動車運転過失致死傷、軽窃盗など軽罪事件を取り扱う。

③少年部（Juvenile Unit）

部長弁護士1人、弁護士7人、ソーシャル・ワーカー6人、調査員2人、パラリーガル1人、事務職員2人。少年裁判所などがあるサンフランシスコ青少年指導センター（San Francisco Youth Guidance Center）内にある。経験豊かな重罪訴訟経験者が事件を担当する。ソーシャル・ワーカーは、依頼者と面接し、社会復帰サービスの利用、薬物乱用、精神衛生、職業訓練など専門機関への紹介などについて担当する。特に刑務所に代わる処遇の提示や刑の減軽に重要な役割を果たしている。

④精神衛生部（Mental Health Unit）

部長弁護士1人、弁護士2人、調査員2人。精神的な障害のある依頼者について、民事・刑事いずれについても担当する。

⑤移民部（Immigration Unit）

移民関係法の専門弁護士1人。刑事事件において外国人を弁護する場合、

弁護士は、依頼者に対し有罪答弁をすれば退去強制となる危険があることを告げるべき憲法上の義務があるとの連邦最高裁の判例²⁸に基づき、SFPDにおいては、依頼者に市民権がない場合、弁護士は移民部の弁護士に相談しなければならない。また移民部の弁護士は、逮捕や有罪判決の結果退去に直面する依頼者の退去問題を代理することもある。

⑥特別裁判所及び社会復帰部 (Specialty Courts and Reentry Unit)

部長弁護士1人、弁護士4人、事務職員7人。サンフランシスコ市では、社会福祉に関係する一定類型の比較的軽い犯罪については、社会復帰を考慮し、特別裁判所に送致される。その中には、たとえば窃盗などの軽罪や薬物所持などの比較的軽い重罪を扱うコミュニティー裁判所 (Community Justice Court)、薬物乱用事案を取り扱う薬物裁判所 (Drug Court)、精神的問題事案を扱う軽罪医療裁判所 (Misdemeanor Behavioral Health Court)、仮釈放者の事案を扱う仮釈放裁判所 (Parole Court)、退役軍人の問題行動を扱う退役軍人裁判所 (Veterans Justice Court)、若年成人の事案を扱う裁判所 (Young Adult Court)、前科記録消去プログラム (Clean Slate Court) などがある。当部は、再就職の障害となる前科記録の抹消や、依頼者の健康と自立を最大限に実現するためのカウンセリング、薬物や精神衛生の治療、教育、住居、家族支援など受刑者社会復帰サービスを最大限享受できるようにすることが使命である。

(4) 事件サポート部局

①調査部 (Investigation Unit)

調査部長1人、調査員 (Public Defender Investigator) 17人。弁護士からの書面による調査依頼に基づき、独立して、当該事件の事実と証拠について調査する。証人を探し出してインタビューすること、召喚令状 (subpoenas) を送達すること、弁護士と戦略を立てること、犯行現場を調査すること、裁判所やデータベースの記録を調査すること、弁護側の証人と

なること、証拠を保全することなどを担当する。調査員1人あたり6人程度の弁護士の事件を担当している²⁹。17人の調査員のうち、少年部（2人）と精神衛生部（1人）の調査員は当該部の専属である。2014年の調査依頼件数は2,444件であった³⁰。

②パラリーガル部（Paralegal Unit）

パラリーガル13人。パラリーガルは、たとえば召喚令状（subpoenas）の準備、記録取り寄せ、依頼者への追加インタビュー、訴訟記録の編綴、社会記録の準備、証拠資料やパワーポイントの制作など、弁護士の法廷活動や事件の準備を支援する。さらには身体拘束を受けている依頼者のために（法廷用に）衣服提供するためのクローゼットもある。パラリーガルは主として重罪部弁護士を担当するが、その他の部の弁護士にも協力する。パラリーガルは、リクルート及びインターン・プログラム部長の監督を受ける。

（5）研究・研修関係部局

①研究部（Research Unit）

部長弁護士1人、弁護士3人。図書室、訴訟書類集、実務ガイドなどの保守管理を行う。また調査のトレーニング、新法のセミナー、州の高裁・最高裁の決定に関連する刑事法に関する事例要約の周知等を行う。また弁護士からの依頼で調査や申立、アミカス・ブリーフ（amicus curiae briefs）を請け負うこともある。

②IT部（Information Technology Unit）

弁護士1人、情報エンジニア2人、情報管理者1人。事務所内のすべての部に対してハードウェア、ソフトウェア、情報管理を提供する。事務所内イントラネットやその他のウェブサイトも担当している。弁護活動に役立つ情報の技術やレベルを獲得できる研修も提供している。事務所内ウィキペディアともいべきPDWikiを作成しスタッフに情報提供している。情報は1000

項目以上に及び、各種申立書の実例などが豊富に掲載されている。

③研修部（Training Unit）

部長弁護士1人。研修部長は、他の部長と連携して、弁護士に対する様々な研修を提供する。

（6）コミュニティー青少年成長運動プログラム（MAGIC Program: Mobilization for Adolescent Growth in our Communities Program）

SFPDが2004年に創設した、貧困と暴力に悩むコミュニティーを変えることを目指すプログラム。スタッフ4人。事件の担当ではなく、地域住民、諸団体、行政、NPO、学校などと協力して、社会的・教育的進展を通して、地域の資源を活性化し、若者にリーダーシップと就職の機会を提供することによって、早期に犯罪の芽を摘むことを目的とする活動を行う。

（7）リクルート及びインターン・プログラム部（Recruitment & Intern Program）

部長弁護士1人、ヴォランティア弁護士（後述）3人、インターン60人。リクルート及びインターン・プログラム部長は、ヴォランティアの弁護士及びインターンの求人、審査、配置等を担当する。

（8）管理事務局

①管理部（Administrative Unit）

管理部長1人。予算や会計記録の責任者である。

②事務局（Clerical Unit）

法律資料の検索、照会事項への回答、コンピュータ端末の活用、訴訟書類やファイルの整理などを含む事務の担当である。

③その他

人事（Human Resource Unit）、会計（Accounting/Payroll）、総務（Office Manager）など。

（9）非正規メンバー

①ヴォランティア弁護士（Volunteer Attorney）

ヴォランティア弁護士とは、法廷経験の少ない弁護士が4か月以上の期間、SFPDの軽罪部においてフルタイムで働く制度である。ヴォランティアであるが自らケースを担当することができ、最新の法廷技術や経験を身につけることができる。2013年は20人のヴォランティア弁護士が勤務し、54件の訴訟を担当した³¹。

②インターン

法科大学院の2年生、3年生を対象として受け入れている。依頼者との面接、法調査、メモや申立の起案、申立における法廷での弁論など、実地の教育が提供される。インターン応募者は「社会の底辺にあって社会から忘れられている人のために情熱を持つ人を求めているのであり、刑事司法への一般的関心だけの者や検察官になることを考えている人は応募すべきでない。」とされている³²。なお調査員業務へのインターンもある。

2 予算

（1）SFPDの年間予算

SFPDの予算はパブリック・ディフェンダーが編成し、市長及び監査委員会（Board of Supervisors）に提出して承認を受ける。最近3年度の予算は次のとおりである³³。

2013-2014会計年度（FY）：28,490,511 USD（34億1886万1320円：1ドル＝120円として換算。以下同じ）

2014-2015 FY：30,433,821 USD（36億5205万8520円）

2015-2016 FY：31,560,807 USD（37億8729万6840円）

市全体の予算総額と比較すると SFPD の予算は約0.3%である³⁴。

注目されるのは、近時、アメリカのパブリック・ディフェンダー事務所が抱える課題の1つは予算削減であるところ³⁵、サンフランシスコでは逆に増額されていることである。これはパブリック・ディフェンダーが選挙によって選ばれていることが大きいと思われる。

（2）地方検事局（District Attorney's Office）との比較³⁶

SFPD の人員と予算を地方検事局と比較してみる。SFPD が取り扱う事件は、少々古い情報であるが、2009年段階で、重罪（Felony）は地方検事局が訴追するケースの約60%、軽罪（Misdemeanor）の約70%を取り扱っている³⁷。地方検事局の2014-2015年度の当初予算は48,581,611 USD（市全体予算の0.5%。SFPD は30,433,821 USD、市全体予算の0.3%）、常勤職員数は257人（SFPD は163人）³⁸、法曹有資格者は137人（SFPD は90人）、調査員89人（SFPD は19人）であった。もちろん地方検事局はその他に、2,300人以上の警察官、犯罪研究所等の行政機関を利用できる³⁹。

3 弁護の質の確保と専門性強化の方策

（1）ポリシー

SFPD の Manual of Policies and Procedures (Effective July 31, 2014) には、SFPD が提供すべき弁護の質について、次のように述べられている。「(筆者注：合衆国憲法) 第6修正は弁護人による効果的な弁護を要求している。それは最低限のものである。」「この事務所のポリシーとしては、アメリカ法曹協会(筆者注：以下「ABA」)の委員会が発行し2002年2月にABAの代議員会で承認された公的弁護制度10原則(筆者注：以下「ABA 公的弁護10原則」)⁴⁰に従い、これを充足するよう努めるべきである。」「この原則は、弁護人を雇うことができない刑事被告人のために、効果的で、有能な、高い質の、倫理的で、利益相反のない弁護を提供する制度として必要な基本的規準

で構成されている。」「犯罪で訴追された誰もが持つ適正手続を受ける憲法上の権利は、一貫して、有能で効果的な弁護人を必要とすると解釈されてきた。この基本的な憲法上の権利から次のような個別の義務と基準が派生する。」として、15項目に及ぶSFPDの規準を提示している。

（2）職務の独立性

SFPD が従う ABA 公的弁護10原則の第1原則は、「公的弁護制度は、選任、財政、報酬を含め、独立であるべきである。」と定め、カリフォルニア州弁護士会の「貧困者の刑事弁護制度ガイドライン」も独立性について次のように定めている。「貧困者の弁護人の究極的かつ最優先の責務は、個々の依頼者を適正に弁護することである。したがって、その他のいかなる忠誠や関心も、依頼者の最良の利益に優先しない。弁護人の判断は、いかなる政治的影響も受けてはならず、私選弁護人が裁判所の裁定によって適正に影響を受ける場合と同様の場合を除いて、司法的影響も受けない。」⁴¹。

とりわけパブリック・ディフェンダーは公選であるため、同様に公選される市長、執行官（Sheriff）、法務官（City Attorney）、地方検事その他の各部署長と定期的に会合を持ち、コミュニケーションを取っている。また地方検事とは対等である。

（3）採用

極めて競争率が高い。最近では2人の募集枠に315人の応募があったという⁴²。

（4）O.J.T.

SFPD では、入所後、キャリアでの O.J.T. を経験しながら重大事件を担当する弁護士へと教育されていく。新人弁護士は、まず軽罪部に配属されて軽罪を担当し、2年から3年の間に軽罪の陪審裁判を20件以上担当すると、次いで SWING と呼ばれる重罪部のバックアップを担当する。その後は重罪部

のいわゆる三振法違反事件⁴³、次いで性犯罪、そして殺人へと、次第により重大な事件を担当していく。重罪を担当するようになって、まず予備審問（Preliminary Hearing）⁴⁴を担当し、その後公判活動（Legal Argument）を担当する。

（５）弁護士の勤務年数

弁護士のSFPDでの勤務年数は5年から30年以上まで様々である。30年以上の弁護士は現在12名。

（６）研修

研修部長は他の部長と連携して弁護士に対する研修を行う。研修は、法廷技術を学ぶための小グループである法廷弁護グループ（Trial Practice Groups）に分けて行われ、研修部長がグループ毎の世話役を指導する。研修内容は、陪審選定、冒頭陳述、主尋問、反対尋問、最終弁論などである。重罪事件については、研修部長がケース戦略を立てるためのケース・カンファレンスを運営する。重罪部の弁護士は、自分の担当事件についてケース・カンファレンスを求めること、また同僚のケース・カンファレンスに参加することが期待される。ケース・カンファレンスにはより広い視点を提供するため、サポート・スタッフが招かれることもある。研修部長は事務所内研修会も開催する。年2回程度法廷カレッジ・セミナーを開催する。セミナーでは、たとえばDNAなどの科学的トピックス、陪審選定などの特殊法廷技術を取り上げている。

2014年の研修実績は、事務所内ワークショップ・講義39回、新人弁護士研修91回、ケース・カンファレンス58回（参加者286人、合計時間76時間）、重罪法廷弁護グループ・ミーティング68回、軽罪法廷弁護グループ・ミーティング102回であった⁴⁵。

（7）事件負担

弁護の質を維持するためには事件負担を限定することが極めて重要である⁴⁶。パブリック・ディフェンダーは事件負担の基準を策定しなければならず、またどのような場合に事務所としてこれ以上事件を受任できないと判断すべきか、またパブリック・ディフェンダーの意見として、事務所がいつ、過重・過大な事件負担によって憲法が求める弁護活動を提供することができない旨宣言すべきかを決定する。このような場合、パブリック・ディフェンダーは地方裁判所長とサンフランシスコ市長に対し、その旨を伝える⁴⁷。

SFPD が担当する全事件数は年間約23,000件以上である（そのうち2014年度は重罪8,997件、軽罪5,501件⁴⁸）。SFPD では縦断的弁護（vertical representation）、すなわち初回接見から判決まで、同じ弁護士が同じ依頼者を弁護する。

事件の配点はローテーションを基本として行われる。軽罪部弁護士は4開廷日毎に1日、新件担当日が回ってくる。重罪部弁護士は12開廷日毎に1日、新件担当日が回ってくる。殺人、性犯罪、終身刑が想定されるケースについては、事件内容の負担を考慮して特別に配点される。2014年度の弁護士1人当たりの（同時）手持ち事件負担の平均は、重罪部で44件、軽罪部で85件である⁴⁹。

（8）給与

弁護士を含む常勤職員の給与は、サンフランシスコ市との取り決めによる。パブリック・ディフェンダー（公選）は固定給であり、年額234,302 USD（281万6240円）である。弁護士の給与はステップ1（年額104,546 USD（1254万5520円））からステップ16（年額183,144 USD（2197万7280円））まで16段階ある。調査員はステップ1（年額76,440 USD（917万2800円））からステップ5（年額92,924 USD（1115万0880円））まで5段階ある⁵⁰。

4 実績

SFPD の2014-2015年度の実績は次のとおりである⁵¹。

(1) 重罪

陪審裁判64件（無罪・評決不能34%、一部無罪38%、有罪28%）、公訴棄却397件、軽罪への減軽720件、答弁取引による解決581件、「三振法」適用回避772件、保釈金減額337件等

(2) 軽罪

陪審裁判113件（無罪・評決不能・公判開始後公訴棄却34%、有罪・一部無罪66%）、公訴棄却152件等

5 地域の弁護士・弁護士会との関係⁵²

サンフランシスコ市においてもすべての刑事事件がSFPDによって担われているわけではない。SFPDが担当する事件は、訴追された事件の85%程度であろうとのことである。たとえばSFPDと利益相反があり受任できない事件は、サンフランシスコ市弁護士会が運営するプログラムに加盟する一般弁護士が受任する。彼らが担当する事件は訴追事件の5-10%程度であろうとのことである。

SFPDは、サンフランシスコ市弁護士会と協働し、定期的に会合を持っている。地域弁護士会は、SFPDが提供する弁護活動が最良で最も有効であると認めているという。それはSFPDが本部事務所を持ち、スタッフを教育でき、またソーシャル・ワーカーなど一般弁護士が持てない資源を提供できるからとのことである。また一般弁護士の時間給はSFPDの給与より高いので、同事務所が事件を担当する方が経済的でもある。そこでSFPDの活動が、他の私選弁護あるいは契約弁護と比べて優越していることは広く認識されているとのことである。

Ⅲ 日本の国選弁護の状況

周知のように、わが国の新たな国選弁護制度の運営は、総合法律支援法に基づき、独立行政法人の枠組みに従って設立された法テラスが担うこととなった（総合法律支援法30条1項3号）。国選弁護との関係で現状を概観する。

1 法テラスの構成

（1）事務所⁵³

法テラスは本部（東京）のほか、次のとおり事務所を設置している（平成26年3月31日現在）。

①地方事務所50か所：地方裁判所所在地。国選弁護等関連業務を含むすべての業務を担当。

②支部11か所：人口や裁判事件数の多い都市など⁵⁴。国選弁護等関連業務を含むすべての業務を担当。

③出張所11か所：4か所は民事法律扶助業務、震災法律援助業務、情報提供業務を担当。7か所は東日本大震災の被災地支援。

④地域事務所：37か所：33か所は司法過疎地域で法律サービス全般を提供。4か所は民事法律扶助、国選弁護、国選被害者参加を取り扱う弁護士が少ない地域で、主としてこれらの事件を扱う⁵⁵。

（2）国選弁護人契約弁護士

国選弁護事件を担当するためには、国選弁護人の事務を取り扱うことについて法テラスと契約する必要がある（総合法律支援法30条1項3号イ）、この契約をした弁護士を「国選弁護人契約弁護士」と称する。国選弁護人契約弁護士には、ジュディケア弁護士とスタッフ弁護士がいる。平成27年3月31日現在の国選弁護人契約弁護士数は25,218人であり、うちスタッフ弁護士は

252人（国選弁護人契約弁護士総数の1%）である⁵⁶。

（3）スタッフ弁護士の業務と配置

スタッフ弁護士は総合法律支援法第30条に定める法テラスの業務全般を扱うことが業務であり⁵⁷、国選弁護だけを担当する「刑事スタッフ弁護士」は想定されていないとされる。事実上国選弁護事件を専門に扱うスタッフ弁護士もいるが、制度化されているわけではなく例外である⁵⁸。

またスタッフ弁護士は、刑事事件が多い大都市に集中して配置されているわけではなく、司法過疎対策として司法過疎地域にスタッフ弁護士を常駐させたり、巡回させたりもしている⁵⁹。平成27年3月31日現在、全国87か所（地方事務所42か所、支部7か所、地域事務所38か所）に配置されている。しかし裁判員裁判を管轄する地裁本庁所在地のうち8か所（札幌、仙台、横浜、甲府、新潟、富山、金沢、大分）、同支部のうち3か所（小田原、堺、姫路）にはスタッフ弁護士が配置されていない⁶⁰。

（4）スタッフ弁護士の任期

スタッフ弁護士には任期がある。司法修習修了直後の者等、特に研修が必要である者は1年以内で理事長が個別に定める期間、俸給が1号から9号までの者は3年（原則として2回を限度として合計9年まで更新可能）、俸給が10号から14号までの者及び採用時60歳以上の者は2年（更新可能）である（常勤弁護士規程25条）。

（5）スタッフ弁護士の異動

理事長は常勤弁護士に異動を命ずることができ、常勤弁護士は正当な理由がない限り、これを拒むことができない。異動には配置転換、転勤、応援、在籍出向等がある（常勤弁護士規程27条）。

2 予算

法テラスの国選弁護士確保業務等委託費予算は、平成26年度で164億2900万円である。また同年度の国選弁護士確保事業の支出は、160億6600万円である⁶¹。国選弁護士確保業務等委託費の政府予算に占める割合をみると、平成25年度において、政府予算一般歳出の0.029%、一般歳出のうち「その他事項経費」の0.27%である⁶²。なお、国選弁護士確保事業等の予算のうち、スタッフ弁護士にどの程度支出されているかについては、公表されていない。

3 国選弁護の質の確保

（1）スタッフ弁護士の採用

司法修習を修了した新人弁護士の採用が最も多く、平成25年度は45名（同年度末のスタッフ弁護士総数の18.3%）、平成26年度は34名（同13.5%）であった⁶³。

採用の際には、そもそも刑事スタッフ弁護士を想定していないとのことから、刑事スタッフ弁護士となることは採用時には考慮されていないようである。なお採用時倍率は、平成26年度は約5倍であった⁶⁴。

（2）スタッフ弁護士の職務の独立性

スタッフ弁護士は、法テラスの職員であるが、法律事務の取扱いについては、独立してその職務を行う（総合法律支援法第33条、常勤弁護士規程5条2項）。

（3）スタッフ弁護士の弁護士経験年数別構成

平成26年度末時点のスタッフ弁護士252名の内訳は、実務経験年数5年以内190名（75.4%）、5年超から10年57名（22.6%）、10年超5名（2%）である⁶⁵。

（４）スタッフ弁護士の国選事件担当割合

平成26年度の被疑者・被告人・少年の国選弁護事件総数は約133,000件であるが⁶⁶、そのうちスタッフ弁護士が担当した国選弁護事件数は約3,300件（2.5%）とのことである⁶⁷。

（５）事件担当規準

スタッフ弁護士に国選事件の種類や弁護士経験による担当規準はない。誰がどんな事件を受任するかは、地域の判断に委ねられている⁶⁸。裁判員裁判における弁護人複数選任の場合、2人目の弁護人には優先的にスタッフ弁護士を推薦する運用、弁護士過疎地域での事件を優先的にスタッフ弁護士に配点する運用をしている地域がある⁶⁹。

（６）スタッフ弁護士の研修

スタッフ弁護士に対する刑事弁護の研修は、とりわけ裁判員裁判についてはそれまでの刑事弁護とは異なる弁護技術が求められることから、裁判員裁判の対応に主眼を置いた受講者参加型の研修が提供されている。平成25年度には、裁判員裁判事例研究研修が2回、2日間に亘る裁判員裁判専門研修が1回、それぞれ本部集合研修として実施され、その他、常勤弁護士を配置している9ブロック別の研修の中で刑事弁護が取り上げられた例がある⁷⁰。

その他に、「裁判員裁判弁護技術研究室」を本部に設け、刑事弁護分野に詳しい弁護士をメンバーとして、日常的にスタッフ弁護士が取り扱っている裁判員裁判事件について個別具体的な指導・助言を行い、スタッフ弁護士の弁護技術向上を図っている。同研究室の具体的な活動の柱は、進行中の事件についての相談、裁判員裁判対応研修の企画と実施、情報提供である⁷¹。また、スタッフ弁護士支援メーリングリストを整備し、スタッフ弁護士からの質問に対して、アドバイザー・スタッフの弁護士が随時適切なアドバイスを提供している⁷²。

（7）スタッフ弁護士の報酬

スタッフ弁護士の俸給は、第1号（月額236,500円）から第14号（月額817,000円）まで俸給の号が定められており、その他に諸手当が支払われる（常勤弁護士規程8条以下、別表第1など）。新たに常勤弁護士となった者の初任給は、常勤弁護士の経歴等を考慮して、理事長が個別に定める（同第9条）。昇給については、理事長が別に定めるところにより、直近の1年間ににおける勤務状況に応じて行われる（同第11条）。

VI 「刑事スタッフ弁護士」への展望

本稿の締めくくりとして、上述の法テラス制度の下、「刑事スタッフ弁護士」をいかに展望すべきかを検討したい。

1 「刑事スタッフ弁護士」の問題は憲法問題であること

驚くべきことに、平成18年の法テラス発足後現在まで、すでに9年を数えるにもかかわらず、スタッフ弁護士が派遣されていない裁判員裁判管轄地が、地裁本庁所在地で8か所、地裁支部で3か所もある。その理由は、スタッフ弁護士を受け入れない単位弁護士会には、国選事件について「我々が担う、応援はならないという意欲」があるからだという⁷³。しかし、意欲があることと、「効果的な弁護」を現実提供できることとは別のことである。それは、前述のとおり、裁判員経験者の評価に明らかである。刑事裁判を専門に取り扱う裁判官、検察官のパフォーマンスと比べ、弁護人のパフォーマンスの評価は最も低い。「分かりやすかった」と評価されない弁護は、とりもなおさず、依頼者にとって効果的な弁護ではなかったことを意味する。

村岡啓一は「（筆者注：スタッフ弁護士の派遣に）反対している地域では、裁判員裁判とは、弁護士であれば誰でもできた従来の刑事弁護とは違うのだという意識、もっと専門性を要求されている分野なのだという認識が決定的にかけているのではないのでしょうか。」「裁判員裁判対応の弁護士というの

は、刑事の特殊なノウハウを持った人たちでなければ担えない」「それは裁判員を経験した市民の人たちがはっきり認識していることです」「裁判員の方々の基準から見ると、弁護士全体が改善勧告を受けているということです。」と述べている⁷⁴。

しかし、国選弁護制度を、依頼者の「効果的な弁護を受ける権利」の問題として見る限り、裁判員の評価は裁判員裁判に固有の問題とはいきままい⁷⁵。SFPDが弁護の質について、「(筆者注：合衆国憲法)第6修正は弁護人による効果的な弁護を要求している。それは最低限のものである。」とし、「弁護人を雇うことができない刑事被告人のために、効果的で、有能な、高い質の、倫理的で、利益相反のない弁護を提供する」ことをポリシーとしていることが想起されなければならない。それは現実にはSFPDが提供しているが、統治制度としては訴追機関である検察官事務所と裁定機関である刑事裁判所を運営する地方政府(サンフランシスコ市)が憲法上の義務として被告人に提供しているのである。ここで問題とすべきは、個々の裁判における個々の弁護人の意欲や能力ではなく、政府が、制度として、「弁護人を雇うことができない刑事被告人のために、効果的で、有能な、高い質の、倫理的で、利益相反のない弁護を提供する」憲法上の義務を果たしているかどうかである⁷⁶。刑事弁護の専門性強化の課題は、憲法が保障する「効果的な弁護を受ける権利」をいかに制度的に保障するかという憲法問題であるとの認識を、関係者が共有するところから出発しなければならない⁷⁷。

2 「刑事スタッフ弁護士」の必要性

被疑者・被告人に「効果的で、有能な、高い質の、倫理的で、利益相反のない弁護」を受ける憲法上の権利があるのであれば、これに対応して政府には、このような弁護を提供する憲法上の義務があるはずである。また、わが国で数少ない刑事国選専門のスタッフ弁護士として活躍している村木一郎は、憲法問題に加えて、刑事スタッフ弁護士の必要性について、次のように述べている。「刑事弁護に特化し、組織性を持って被疑者、被告人の利益を

守りつつ、十分な事前準備のもと連日開廷に耐え得る存在としては、公的資金を投入し、事務所経営から離れたスタッフ弁護士、そしてそれを擁する法テラス法律事務所が刑事弁護の中核のひとつに位置づけられてしかるべきであろう。」⁷⁸。村木の提言は、SFPDの理念と組織と活動を見るとき、疑いなく肯定されるであろう。

3 「刑事スタッフ弁護士」の創設

このように考えると、法テラスは、刑事スタッフ弁護士を創設し、法テラス内に積極的に位置づけるべきではないか。平成26年2月、法テラスの中期目標（第3期、期間は平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間）が法務大臣から指示された。そこには「裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実」と題して次のように記されている。

「弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得て、全ての裁判員裁判対象事件で、十分な知識・経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が確実かつ迅速に行われるよう、国選弁護人の選任態勢を充実強化する。裁判員裁判対象事件については、各地方事務所が、弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得て、裁判員裁判対象事件における刑事弁護に関する知識・経験を多くの弁護士が共有できるような国選弁護人の選任の運用の工夫に一段と努める。裁判員裁判への適切な対応を可能とするための常勤弁護士に対する実践的研修を実施し、各地域における対応態勢の強化・充実に資するよう努める。」⁷⁹。

刑事スタッフ弁護士の創設は、この中期目標にも沿うものとなるはずである。

また総合法律支援法29条8項は「契約弁護士等」について、「支援センターとの間で、次条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士（以下略）」と定め、常勤弁護士規程第4条は「常勤弁護士等は、法第30条第1項第2号ロ、ニ及びホ、同項第3号ニ、同項第4号並びに同条第2項並びに震災特例法第3条第1項

第1号口、ニ及びホの法律事務を取り扱うものとする。」と規定する。しかし、スタッフ弁護士は同法30条及び震災特例法に規定された業務のすべてを取り扱うこととされているわけではない点に留意したい。スタッフ弁護士の一部を国選弁護専門とすることに法律上問題はないはずである。

さらに司法制度改革審議会意見書が、裁判員制度を念頭に、連日的開廷による充実かつ集中した審理を実現するためには、「公的弁護制度を確立し、常勤の弁護士等が刑事事件を専門に取り扱うことができるような体制を整備」することが「不可欠である」としていたことが今一度想起されなければならない。

法テラスは、以上のような憲法上の要請及び刑事スタッフ弁護士の必要性を踏まえて、「刑事スタッフ弁護士」を積極的に法テラス内に位置づけるべきである。

4 刑事スタッフ弁護士創設の具体的方策

では法テラスの現状を踏まえて、刑事スタッフ弁護士の創設にはどのような課題があり、これに対する方策としてはどのようなものが考えられるだろうか。

(1) 刑事スタッフ弁護士枠の創設

まず何よりも、スタッフ弁護士の中に、国選弁護事件を中心に担当する「刑事スタッフ弁護士」を創設し、募集などで別枠を設けることが必要である。神山啓史・大塚博喜は、法テラスが裁判員裁判に対応できるパブリック・ディフェンダー事務所となるためには、裁判員裁判に積極的に取り組みたいという熱意をもった弁護士に応募してもらうこと、積極的に取り組みたいスタッフ弁護士が裁判員裁判を数多く担当できる赴任地に赴任すること、そして力をつけたスタッフ弁護士がベテランとなって後輩のスタッフ弁護士と共同受任して指導していくことを提案している⁸⁰。裁判員裁判に積極的に取り組む熱意ある弁護士に応募してもらうには、刑事スタッフ弁護士枠を創

設することが最も効果的である。

（2）刑事スタッフ弁護士の必要的配置

依頼者の効果的な弁護を受ける権利を保障し若手の O.J.T. を行うためには、少なくとも裁判員裁判が行われる地裁本庁と10支部には、第1歩としてとりあえず、刑事専門のシニア・スタッフ弁護士と若手のスタッフ弁護士が最低1組ペアで配置されるべきである⁸¹。

平成27年3月末現在、地裁本庁所在地にスタッフ弁護士が派遣されていない場所が8か所（札幌、仙台、横浜、甲府、新潟、富山、金沢、大分）、裁判員裁判管轄支部が3か所ある（小田原、堺、姫路）。またスタッフ弁護士が1人だけの場所が地裁本庁所在地で11か所（旭川、盛岡、山形、宇都宮、長野、福井、岡山、鳥取、徳島、佐賀、鹿児島）、地域事務所が1か所（松本）ある。これは国選弁護における新たな「ゼロ・ワン問題」と呼ぶべき深刻な問題であることが認識されなければならない。

この「ゼロ・ワン問題」をとりあえず解決するには増員が必要であるが、最低限ペアでの配置を考えれば、当面は合計34名程度の増員で済む。

（3）任期、異動、更新

スタッフ弁護士には、前述のとおり、任期と異動、そして更新の回数制限がある。3年で異動する現在の在り方は、スタッフ弁護士が更新せずに退任する原因の1つになっているという⁸²。しかしこれでは刑事事件の知識、技術、経験、能力を備えた刑事スタッフ弁護士を育てることはできない。その結果、スタッフ弁護士の弁護士経験年数は、前述のとおり、5年以下の者が約75%を占めている。次に述べるシニア・スタッフ弁護士の拡充のためにも、任期については期間を長くするか、更新回数制限を撤廃し⁸³、異動も限定すべきである⁸⁴。

（4）シニア・スタッフ弁護士の拡充

刑事弁護の専門性を備えたシニア・スタッフ弁護士の存在は、効果的な弁

護を提供するためのみならず、若い刑事スタッフ弁護士を養成するためにも不可欠である⁸⁵。しかし、給与の保証と退任後のキャリアの不安は、シニア弁護士も同様であろう。現在の制度では、シニア・スタッフ弁護士の任期は2年で、「理事長が必要と認める」ときに、2回までしか任期更新できない。3度目以上の更新には「理事長が特に必要と認める」という加重要件が、更新のたびごとに課される。また給与は、「同期の判事、検事と同等」と言われているが、それは若年者だけであり、シニア層では必ずしもそうなのではないという⁸⁶。給与の在り方の再検討も必要であろう。

（5）O.J.T.などの研修

法テラスにおけるスタッフ弁護士に対する研修は、前述のとおり、かなり充実しているといえるだろう。しかし、刑事スタッフ弁護士を創設して刑事弁護の専門性を強化するためには、従来行われてきた研修に加え、担い手に対するO.J.T.体制を強化する必要がある⁸⁷。これはカウンターパートである検察官のO.J.T.と比較すれば明らかであろう。SFPDでは、先に紹介したように、軽罪担当⇒重罪応援担当⇒比較的軽微な重罪担当⇒重大重罪担当へとO.J.T.が行われていく。重罪を担当するまでに少なくとも軽罪の2年ないし3年の経験が必要である。実質的に意義あるO.J.T.を全国で実施するためには、シニア・スタッフ弁護士と若手との組み合わせの派遣を前提に、具体的な事件を通じての日常的なトレーニングが必要である。そのためには、SFPDにおける研修専門家としての研修部長のように、指導を担当するシニア・スタッフ弁護士に対する指導法の研修も必要であろう。

（6）事件負担の抑制

刑事スタッフ弁護士を創設する場合、留意すべきは事件負担の抑制である。アメリカの経験によれば、刑事弁護の質の確保にとって量の抑制は極めて重要である。事件負担のコントロールは法テラスの重要な役割の1つであると同時に、単位弁護士会、裁判所との協働関係が必要になる。

（7）単位弁護士会との協働—ジュディケア弁護士の課題

刑事弁護の専門化が必要であるとしても、全ての国選事件を刑事スタッフ弁護士が担うことは不可能である。ABA 公的弁護10原則にもあるように、弁護士会と協働していくことが必要である。

①国選弁護人選任態勢の在り方

効果的な弁護を受ける権利の実効化の観点単位弁護士会と共有し、協働して、国選弁護事件の受任規準を明確化することが望まれる。ABA 公的弁護10原則にあるように、事件の内容と弁護人の能力が適合するよう、たとえば裁判員裁判対象事件は少なくとも弁護人のうち1人は刑事スタッフ弁護士が受任する、困難な事件は刑事スタッフ弁護士が担当する等の規準づくりが必要であろう。

②単位弁護士会への貢献

刑事スタッフ弁護士が各地域に存在することは、スタッフ弁護士が研修会を開催したり、裁判員裁判の2人目以降の弁護人となるなど、その地域の刑事弁護技術の向上にも資する⁸⁸。後藤昭が指摘するように、「質の高い弁護を提供するためには、刑事事件特有の知識と経験が重要となる。」。「必要なのは、刑事弁護の専門家集団を作り、その人々が他の弁護士に知識と技術を供給するしくみを作ることである。」⁸⁹。法テラスの業務のひとつとして、「支援センターの業務に関し、講習又は研修を実施すること」（支援法30条1項7号）がある。スタッフ弁護士による積極的な活用が望まれる。

また、少なくとも裁判員裁判を受任するためにはこのような研修を受講することを義務化することも、専門性強化には有用であろう⁹⁰。法テラスが日弁連と連携して充実した研修制度を確立することが望まれる。このことは、いずれは認定弁護士制度を展望することに繋がるであろう⁹¹。

③単位弁護士会からのシニア・スタッフ弁護士の選任

刑事スタッフ弁護士の仕事も単位弁護士会との協働関係が不可欠であることを考えると、スタッフ弁護士、とりわけシニア・スタッフ弁護士は、その地の単位弁護士会所属の弁護士から選任することが望まれる⁹²。

(8) 事務所スタッフの充実強化

SFPDの陣容でも明らかなとおり、調査員、パラリーガル等のスタッフは「効果的な弁護」を提供する上で、必要不可欠である⁹³。検察官の効果的な訴追活動のためには、調査員として警察官が、パラリーガルとして検察事務官が不可欠であると多くの検察官は考えているであろう。ということは、調査員とパラリーガルは公正な裁判のために必要不可欠であることを意味する。このことは、カウンターパートの刑事弁護人が「効果的な弁護」を提供するためにもそれらのスタッフが不可欠であることを意味するであろう。

(9) 予算の増額

以上の改革を進めるためには、一定程度の予算の増額は避けられない。それは、前述のとおり、政府の憲法上の義務履行に必要なコストと考えるべきである。しかし、刑事スタッフ弁護士が増え、彼らが担当する国選弁護事件が増えるということは、その分、ジュディケア弁護士が担当した場合に比べて支出が抑制されることにもなる。SFPDもあれだけ高い質の弁護を提供するのにそれほど莫大な予算を使っているわけではない。必要にして十分な予算措置が講じられるべきである。

(10) 法科大学院との協働

裁判員裁判を担当する熱意ある刑事スタッフ弁護士応募者は、おそらく、法科大学院における教育によって養成されるであろう。また、法テラスが実施する研修についても、内容、場所等について、法科大学院と協働できると思われる⁹⁴。

おわりに

刑事事件で訴追された者が憲法上「効果的な弁護を受ける権利」を持つことはだれも異論がない。また弁護人の使命として刑事弁護の専門性を確保して「効果的な弁護」を提供しなければならないことにも異論はない。問題は、自ら弁護人を雇うことができない者への権利保障制度の在り方である。村岡啓一は、刑事弁護における法律扶助の在り方における国家と弁護士会の関係は、対立ではなく、協働にあるという⁹⁵。法テラスと弁護士会は、訴追された貧困者の憲法上の権利を保障するため、「刑事スタッフ弁護士」創設に向けて積極的に協働すべきである。

アメリカのパブリック・ディフェンダー制度の創設者であるクララ・フォルツ（Clara Foltz）は、1893年の司法改革会議（the Congress of Jurisprudence and Legal Reform）において次のように述べている。彼女の言葉を紹介して本稿を閉じよう。

「現在の刑事裁判所における数多くの不正義の改善は、パブリック・ディフェンダーが公選もしくは任命されることにかかっている。検察官がいるところには、検察官と同じように選ばれ、同じ予算が支払われるパブリック・ディフェンダーがいるべきである。そして検察官と同様に、警察官とシェリフを自由に利用し、税金も正当な経費に見合うよう利用されるべきである。公正、平等、自由な正義の基盤の上に刑事裁判所を再構築しようではないか。私たちの邦を、幅広な、寛容な邦にしようではないか—法を剣であると同時に盾とするために。そしてこの賜物が、憲法上の（筆者注：政府の）義務から誠実に導かれ、神聖に執り行われる当然の結果としてこの邦に実現するために。」⁹⁶

[注]

*本稿執筆に際しては、サンフランシスコ市パブリック・ディフェンダーのジェフ・アダチ氏と事務所メンバーのみなさん、村木一郎弁護士、岡慎一弁護士、宮澤節生教授、和田恵弁護士、法テラス調査研究室から多くの貴重なご教示、ご意見をいただいた。深く感謝する。

I would like to express special thanks to the San Francisco Public Defender Jeff Adachi and his colleagues for their warmest help, support and suggestions.

- 1 司法制度改革審議会意見書46頁以下
<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/pdfs/iken-2.pdf>
- 2 第189回国会「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」第2条
http://www.shugin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g18905042.htm
なお、同法案は衆議院で修正可決したものの参議院では継続審議となった。
- 3 司法制度改革審議会、前掲注1、44頁
- 4 総合法律支援法13条
- 5 常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（以下「常勤弁護士規程」）第1条。常勤弁護士規程は <http://www.houterasu.or.jp/cont/100642107.pdf> から入手できる。
- 6 池永知樹「カナダ・オンタリオ州の法律扶助の現状と課題」総合法律支援論叢第6号40頁の表現による。
- 7 最高裁事務総局「裁判員裁判実施状況の検証報告書」平成24年12月、19頁、図表37。平成24年で法廷での説明等が「分かりやすかった」は、検察官62.9%、弁護士33.8%であった。平成26年のアンケート結果においても「わかりやすかった」は、検察官67.1%に対して、弁護士35.7%であった。
http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/hyousi_honbun.pdf
http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/diagram_1-55.pdf
http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/26-a-1.pdf
- 8 同上、19頁
- 9 最高裁「裁判員等経験者に対するアンケート結果調査報告書（平成26年度）」平成27年3月、集計表、173-174頁。http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/26-a-3.pdf
- 10 武士俣敦「刑事弁護の担い手」後藤昭・高野隆・岡慎一編著『実務体系 現代の刑事弁護1（弁護人の役割）』第一法規、2013年（以下『現代の刑事弁護1』）のように略記する）、359頁以下は、法社会学の調査上の分類として、刑事弁護に「非常に多くの時間を使った弁護士」を「刑事弁護専門弁護士」としている。そうすると武士俣が分析しているように、高齢層に多く、裁判官・検察官経験者が多いとの属性になる。
- 11 岡慎一「弁護の課題」ジュリスト1370号、2009年、121頁
- 12 現在でも新規登録弁護士の個別研修において、被疑者弁護及び被告人弁護の研修を必修項目として全員に義務付けているのは、その精神の名残であろうか。日弁連「新規登

録弁護士研修ガイドライン」（2012年改正）<http://www.moj.go.jp/content/000106653.pdf>

- 13 井上正仁「刑事裁判に対する提言」司法研修所論集85号、1991年、112頁以下
- 14 後藤昭「刑事弁護充実の方策」、宮澤節生外編著『21世紀司法への提言』日本評論社、1998年、195頁
- 15 岡慎一、前掲注11、121頁
- 16 村岡啓一「弁護の質の保証」『現代の刑事弁護1』365頁
- 17 同上、367頁
- 18 憲法37条3項は「資格を有する弁護人を依頼することができる。」と規定しているが、同条項の源である合衆国憲法第6修正の「弁護人の援助を受ける権利」の内実は「有効な弁護を受ける権利」とされ、わが憲法もそれを承継していると考えられている（村岡啓一、前掲注16、367頁）。なお本稿では effective の日本語としては「効果的な」を用いる。
- 19 後藤昭「刑事弁護の将来」『現代の刑事弁護3』408頁。このような意見として、「大出良知外座談会 被疑者国選・裁判員裁判時代と刑事弁護の成果と課題」刑事弁護フロンティア、2015年、233頁 [阿部潔発言]。
- 20 「効果的な弁護」を明言したものとして Strickland v. Washington, 466 U.S. 668 (1984)
- 21 Powell v. Alabama, 287 U.S. 45 (1932)
- 22 アメリカの公設辩护人制度一般に関する文献として、最高裁判所事務総局刑事局監修『アメリカ合衆国の公設辩护人制度の実情について』法曹会、平成13年、日本弁護士連合会刑事弁護センター編『アメリカの刑事弁護制度』現代人文社、1998年、岡田悦典『被疑者弁護権の研究』日本評論社、2001年、同「アメリカの刑事弁護」『現代の刑事弁護3』333頁以下、など。
- 23 そのほかの公的弁護制度としてはニューヨーク州のようにリーガル・エイドが担っている州、その他の団体が政府機関と契約して担っている州もある。また事件ごとに裁判所が指名する制度もある。最高裁、同上、1頁以下。
- 24 このような地位にあるパブリック・ディフェンダーは各カウンティに1人であるが、パブリック・ディフェンダー事務所に勤務し弁護活動に従事する弁護士を、その職務からパブリック・ディフェンダーと呼ぶことがある（地位としては Deputy Public Defender などと呼ばれる）。本稿でも後者の意味でパブリック・ディフェンダーと称することがある。
- 25 サンフランシスコは行政区としては、市とカウンティが同一である点に特色がある。以下「サンフランシスコ市」とのみ記述する。なおサンフランシスコ市の人口は2014年で約85万人である（Mayor's 2015-2016 & 2016-2017 Proposed Budget, P.26, http://sfmayor.org/ftp/uploadedfiles/mayor/budget/Budget_Book_FY_2015_16_and_2016_17_Final_WEB.pdf#search='mayor%27s+proposed+budget%2C+sf+public+defender%2Cmanual+of+policie'）。
- 26 サンフランシスコのパブリック・ディフェンダー制度の文献として、池永知樹「常勤

スタッフ弁護士の役割—米国の近時の取組から」ジュリスト1305号、2006年、23頁以下。

- 27 SFPD 作成の Office of the Public Defender-City and County of San Francisco, August 17, 2015及び <http://sfpublicdefender.org/careers/employment/> による。
- 28 Padilla v. Kentucky, 559 U.S. 356 (2010)
- 29 奨励される調査員と弁護士の割合は1:3とのことである。SFPD 2010 Annual Report, <http://sfpublicdefender.org/wp-content/uploads/sites/2/2010/01/annualreport-lores-0107.pdf>
- 30 SFPD 2014 Annual Report, <http://sfpublicdefender.org/wp-content/uploads/sites/2/2007/06/2014report2015calendar.pdf>
- 31 SFPD 2013 Annual Report <http://sfpublicdefender.org/wp-content/uploads/sites/2/2013/01/2012report2013calendar1.pdf>
- 32 <http://sfpublicdefender.org/careers/interns/>
- 33 Mayor's 2015-2016 & 2016-2017 Proposed Budget, 前掲注25
- 34 市全体の同年度予算総額は約89億 USD である (同上)。
- 35 最高裁、前掲注22、24頁以下など。
- 36 Mayor's 2015-2016 & 2016-2017 Proposed Budget, 前掲注25、P.333
- 37 Jeff Adachi 氏によれば現在は85% 程度を担当しているという (筆者への同氏の回答)。
- 38 Mayor's 2015-2016 & 2016-2017 Proposed Budget, 前掲注25, P.187
- 39 予算については同上 P.187, 329。その他については Kwixuan H. Maloof, A Question of Parity? Fog City Journal, 2009/07/20, <http://sfpublicdefender.org/news/2009/07/question-parity/>
- 40 10原則とは、①公的弁護制度は、選任、財政、報酬を含め、独立であるべきである。②事件負担が深刻なほど多い場合、公設弁護事務所と弁護士会の積極的な参加によって担われるべきである。③依頼者の逮捕、勾留、もしくは弁護人要請後、依頼者の資格審査と配点及び担当弁護士への連絡は出来る限り速やかに行われなければならない。④弁護人には十分な時間と秘密接見の場が与えられなければならない。⑤弁護士の事件負担は良質の弁護が提供できるよう管理されなければならない。⑥弁護人の能力、訓練、経験と、事件の内容は対応しなければならない。⑦事件の終結に至るまで同一の弁護人が継続して担当すべきである。⑧弁護人と検察官が利用できる資源は平等であるべきであり、弁護人は対等なパートナーとして正義のシステムに含まれるべきである。⑨弁護人には継続教育の機会が与えられ、かつ求められるべきである。⑩弁護人は、全米及び地域において採用されている規準に従って、質と能力を監督され、制度的に検証されなければならない。http://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/legal_aid_indigent_defendants/ls_sclaid_def_tenprinciplesbooklet.authcheckdam.pdf
なお、カリフォルニア州弁護士会も貧困者の公的弁護に関するガイドライン (The State Bar of California Guidelines on Indigent Defense Services Delivery Systems

(2006), 以下「カリフォルニア州弁護士会ガイドライン」を設けている。<http://www.calbar.ca.gov/LinkClick.aspx?fileticket=fwTzyTmupEY%3D&tabid=2326>

41 同上、p.4.

42 リクルート・インターンプログラム部の Asada 部長へのインタビューによる。

43 カリフォルニア州では、重大な重罪によって有罪となり2度服役していた者が、さらに重大な重罪で有罪となった場合には、必要的に25年以上もしくは無期を宣告された。この制度は2012年、「三振」となる3つ目の犯罪は「重大で暴力を伴う重罪」(serious and violent felony) とする等の改正が行われている。<http://www.courts.ca.gov/20142.htm>

44 カリフォルニア州では検察官が重罪事件を裁判所に訴追 (file) すると、答弁取引が成立しない場合には、裁判官は公判に付するのに十分な証拠があるかを審理する。この公判前の審理手続が予備審問である。<http://www.courts.ca.gov/1069.htm>

45 2014 Annual Report, 前掲注30

46 ABA 公的弁護10原則、前掲注40、⑤。カリフォルニア州弁護士会ガイドラインも、「貧困者の弁護人は、自らの精神的・身体的健康と意欲を損なうことなく有能で良質な弁護をタイムリーに提供する能力を危うくするような事件負担を受け入れ、また負ってはならない。」と定めている（前掲注40、p.24）。

なお、事件負担について、管轄ごとの公的弁護提供機関が個々の弁護士が効果的に担える事件の数と種類を評価するために、件数だけではなく、事件の解決までにどのくらい時間を必要とするかに焦点を当てた case weight（事件重量）という考え方が行われ始めていることについて、カリフォルニア州弁護士会ガイドライン、前掲注40、p.27.

47 Manual of Policies and Procedures (Effective July 31, 2014)、p.4

48 Public Defender Caseload, 2015

49 SFPD 2014 Annual Report, 前掲注30

50 以上はサンフランシスコ市 Department of Human Resources Classification and Compensation Database の2015年7月1日から同年10月9日までのものを示した。

51 SFPD 2014 Annual Report, 前掲注30

52 Jeff Adachi 氏の筆者への回答による。

53 『法テラス白書 平成25年度版』(以下「法テラス白書」) 12-13頁

54 支部設置都市は、立川（東京）、川崎・小田原（神奈川）、川越（埼玉）、松戸（千葉）、沼津・浜松（静岡）、三河（愛知）、阪神・姫路（兵庫）、北九州（福岡）。

55 熊谷（埼玉）、下妻（茨城）、松本（長野）、佐世保（長崎）。

56 法テラス平成26年度業務実績報告書、5頁、8頁。同報告書（資料）資料4、5、20。<http://www.houterasu.or.jp/cont/100759741.pdf>、<http://www.houterasu.or.jp/cont/100759742.pdf>

57 常勤弁護士規程4条

58 村木一郎「刑事弁護の専門性と法テラス法律事務所」季刊刑事弁護58号、2009年、94

頁。村木一郎・法テラス埼玉法律事務所長への筆者の2015年9月28日のインタビューによれば、村木を含めて全国で2名とのことである。

59 法テラス白書115頁

60 法テラス平成26年度業務実績報告書（資料）、資料5

61 法テラス平成26事業年度決算報告書「国選弁護士確保業務等勘定」<http://www.houterasu.or.jp/cont/100758280.pdf>

62 法テラス白書14頁

63 法テラス平成26年度業務実績報告書（資料）、資料4

64 筆者からの法テラスへの照会による。

65 同上

66 法テラス平成26年度業務実績報告書、8頁

67 筆者の法テラスへの照会による。

68 同上

69 神山啓史・大塚博喜「裁判員裁判を支える法テラスの研修」法律のひろば66巻3号、2013年、47頁

70 法テラス白書120頁以下

71 同研究室の平成24年12月1日現在の活動については、神山啓史・大塚博喜、前掲注69、48頁

72 法テラス白書124頁

73 宮本康昭外「座談会 裁判員裁判における弁護士活動の現状と課題」判例時報2219号、17頁〔前田裕司発言〕

74 同上〔村岡啓一発言〕

75 裁判員裁判と裁判官裁判のダブルスタンダード化に批判的な視点からの近時の論考として、岡慎一・神山啓史『「裁判官裁判」の審理のあり方—ダブルスタンダードは維持されるべきか—』判例時報2263号8頁以下。

76 このような視点を強調する最近のアメリカの動き（たとえば Hurrell-Harring v. New York 事件）を紹介するものとして、岡田悦典、前掲注22「アメリカの刑事弁護」348頁

77 村岡啓一は、国家刑罰権が絡むことと国民参加制度維持の観点から、刑事弁護の専門性の重要性を説く（宮本康昭外、前掲注73、22頁）。実際に刑事弁護専門のスタッフ弁護士として活躍する村木一郎も憲法の視点を強調する、村木一郎「裁判員裁判におけるスタッフ弁護士の役割」総合法律支援論叢第3号、平成25年、43-44頁

78 村木一郎、同上、39頁

79 「日本司法支援センター中期目標」、平成26年、10頁 <http://www.houterasu.or.jp/cont/100555365.pdf#search=%E5%8F%B8%E6%B3%95%E6%94%AF%E6%8F%B4%E3%82%BB%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%BC%EF%BC%8C%E7%AC%AC3%E6%9C%9F%E4%B8%AD%E6%9C%9F%E7%9B%AE%E6%A8%99>

80 神山啓史・大塚博喜、前掲注69、51頁。神山啓史は、裁判員裁判を前面に打ち出した

スタッフ弁護士の募集が必要とする（宮本康昭外、前掲注73、18頁）

- 81 村木一郎、前掲注77、42頁は、裁判員裁判にスタッフ弁護士が適切に取り組むためには、法テラス法律事務所本所に相当数のスタッフ弁護士を配置する必要があるとする。スタッフ弁護士一般について配置や増員の改善を提案するものとして、廣瀬健二「公的弁護制度—『法テラス』スタッフ弁護士について—」、植村退官記念『現代刑事法の諸問題【第2巻】】547頁。廣瀬は「OJTを実現していくためには、全体の数が揃い複数配置が実現するだけでなく、その人員構成がベテラン、中堅、若手となることが望ましい。」という。
- 82 宮本康昭外、前掲注73、22-23頁 [和田恵発言]
- 83 廣瀬健二、前掲注81、547頁も、スタッフ弁護士のあるべき人員構成のために、現在の任期制（原則、養成1年、3年任期・更新2回）の改革も必要とする。
- 84 神山啓史は、ある「地域で三年間やったらその地域で任期を延長して、次は、その地域の先輩弁護士として、その地域に入ってくる後輩を今度は三年間ちゃんと指導してもらおうというようなこと」を提案する（宮本康昭外、前掲注73、22頁）。
- 85 廣瀬健二、前掲注81、547頁も、スタッフ弁護士の人員構成はベテラン、中堅、若手となることが望ましいとする。
- 86 村木一郎、前掲注77、42頁。スタッフ弁護士の報酬最高額（14号）は月額817,000円であるが（常勤弁護士規程別表第1）、これと同額の裁判官の報酬は判事4号であり、さらにその上に3号（964,000円）、2号（1,034,000円）、1号（1,174,000円）がある（2015年4月からの額。2014年改正裁判官の報酬等に関する法律）。
- 87 廣瀬健二、前掲注81は、現状では新規採用スタッフはほとんどが司法修習修了直後であることから、「より長期間のOJTが必要不可欠」という。
- 88 宮本康昭外、前掲注73 [和田恵発言、村岡啓一発言]
- 89 後藤昭、前掲注14、195頁。岡慎一、前掲注11も、「刑事事件専門弁護士の存在は、その経験や知識・技術が共有されることを通じて、全体としての弁護の専門性強化に資する」という。
- 90 宮本康昭外、前掲注73、20頁 [村岡啓一発言]、ジュディケア弁護士の研修条件化について後藤昭「刑事弁護の将来」現代の刑事弁護3、410頁
- 91 村岡啓一、前掲注16、371頁。アメリカには認定弁護士制度があり、たとえばカリフォルニア州弁護士会が認証機関となる場合、刑事専門弁護士の認定を受けるには、弁護士会が実施する試験を受け、合格後に経験審査がある。<http://ls.calbar.ca.gov/LegalSpecialization/LegalSpecialtyAreas/CriminalLaw.aspx>
- なおSFPDで刑事弁護人として稼働することとこの認証を受けることは別であり、ほとんどの弁護士は認証を受けていないという。
- 92 法テラス埼玉において国選事件を専門に取り扱っている村木一郎のケースは、その好例といえる。
- 93 廣瀬健二、前掲注81、547-548頁、村木一郎、前掲注77、42-43頁

94 宮本康昭外、前掲注73、21頁 [村岡啓一発言]

95 同上、23頁 [村岡啓一発言]

96 SFPD 2005 Annual Report, <http://sfpublicdefender.org/wp-content/uploads/sites/2/2007/06/publicdefenderannualreport2005.pdf>. クララ・フォルツは、女性が排除されていた当時のロースクール及び弁護士会を変え、カリフォルニア州で最初の女性弁護士となった。また1892年に公設弁護人制度を内容とするフォルツ弁護法案を提出し、その29年後に州はこの法案を可決、同年にSFPDも創設された。SFPD 2011 Annual Report, <http://sfpublicdefender.org/wp-content/uploads/sites/2/2012/06/2012-calendar-2011-annual-report.pdf>

